

新旧対照表

現行	改正（案）
<p>(衛生管理等)</p> <p>第6条 条例第26条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 養護老人ホームの施設長又は医師若しくは看護職員は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院その他の医療機関への連絡等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第31条第2項の連絡のうち市長にするものについては、事故発生連絡票（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故発生連絡票を提出するものとする。</p> <p>3 条例第31条第3項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第6条 条例第26条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 養護老人ホームの施設長又は医師若しくは看護職員は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力医療機関その他の医療機関への連絡等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 条例第31条第2項の連絡のうち市長にするものについては、事故報告書（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあつては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故報告書を提出するものとする。</p> <p>3 条例第31条第3項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故報告書により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、適宜</p>

適宜その経過を報告するものとする。

その経過を報告するものとする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。